

○松山広域福祉施設事務組合コンプライアンス条例施行規則

制 定 平成 25 年 3 月 15 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山広域福祉施設事務組合コンプライアンス条例（平成 25 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(委員会の設置)

第 3 条 本組合におけるコンプライアンスの推進のための体制整備を図るため、松山広域福祉施設事務組合コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第 4 条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) コンプライアンスの推進に関する連絡調整及び情報交換
- (2) 愛媛県警察その他の関係機関との連絡及び調整
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、条例の目的を達するため必要な事務

(委員会の組織)

第 5 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 コンプライアンス責任者
- (2) 副委員長 コンプライアンス副責任者
- (3) 委員 コンプライアンス監督者

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(委員会の庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、本組合事務局において処理する。

(公益通報の方法等)

第 8 条 公益通報は、原則として、公益通報書（第 1 号様式）を、コンプライアンス責任者があらかじめ指定した場所に送付して行うものとする。

2 職員等は、条例第 8 条第 1 項の規定により公益通報を行う場合であっても、で

きる限り確実な資料に基づきこれを行うよう努めなければならない。

（公益通報に関する相談等）

第9条 職員等は、公益通報をしようとする内容について、コンプライアンス副責任者に公益通報相談書（第2号様式）を提出することにより、相談をすることができる。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による相談をした場合に準用する。

（公益通報の受理等）

第10条 コンプライアンス責任者は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を通報者に対し通知するものとする。

2 コンプライアンス責任者は、公益通報を受理したときは、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び調査の開始の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を通報者に対し通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、匿名の通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、通知は行わない。

4 コンプライアンス責任者は、公益通報に係る事実が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しないことができる。

（1） 条例第2条第1項第7号アからウまでに規定する事実該当しない場合

（2） 他人に損害を与える目的その他の不正な目的によるものであることが明らかなる場合

（3） 通報者に通報の内容について説明を求めても当該通報に係る行為を行った者又は当該通報の内容を把握できず調査ができない場合

（公益通報に係る不利益取扱いの是正の申立て）

第11条 通報者は、公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、コンプライアンス副責任者に対し、当該取扱いの是正の申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、次に掲げる事項を書面に記載して行うものとする。

（1） 通報者の所属、氏名及び住所その他の連絡先

（2） 不利益な取扱いを受ける理由となったと思われる公益通報の内容及び当該公益通報を行った年月日

（3） 現に受け、又は受けるおそれがある不利益な取扱いの内容

（4） 不利益な取扱いを行った又は行うおそれがある者の所属、氏名

(不当要求行為等の報告)

第 12 条 条例第 13 条第 2 項の規定による記録は、不当要求行為等発生報告書(第 3 号様式)に記載して行うものとする。

2 前項の報告書は、委員会に提出するものとする。

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が定める。

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）松山広域福祉施設事務組合
コンプライアンス責任者

公 益 通 報 書

氏 名・所 属	
住 所	
連 絡 先	
違反等の事実の内容	
違反等の事実に関係するものの所属、職名及び氏名又は名称	
通報者の氏名を記載しないときは、その理由	
特記事項	
コンプライアンス責任者からの受理・結果通知等 ☐ 必要 ☐ 不要	

備考 違反等の事実の内容の欄には、当該事実に係る日時，場所，内容等について具体的に記載し，それを証する資料があれば添付すること。

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）コンプライアンス副責任者

公 益 通 報 相 談 書

氏 名・所 属	
住 所	
連 絡 先	
違反等の事実の内容	
相 談 事 項 等	

備考 違反等の事実の内容の欄には、当該事実に係る日時，場所，内容等について具体的に記載し，それを証する資料があれば添付すること。

第3号様式（第12条関係）

			番 号		
委員長	副委員長	事務局	委員		
			年 月 日		
(宛先) 松山広域福祉施設事務組合 コンプライアンス委員会			報告者	所属 補職名 氏名	⑩
不当要求行為等発生報告書					
{ 下 記 } の通り, { 不当要求行為 } の発生を報告します。 { 別 紙 } { 特定要求行為 }					
発生日時 (対応日時)		年 月 日 時 分から 時 分まで			
発生場所					
対 応 者 (現場責任者等)		所 属 氏 名 連絡先			
相 手 方		住 所 職業 (団体名) 氏 名 連絡先			
不当要求行為等 の内容					
対応状況					
備考					